

勤勞母の保健

大政翼賛會厚生部 牧 賢 一

一
畏くも 皇后陛下には去る五月十九日東京市内に於ける工場其の他四施設に行啓遊ばされ、戦時下、或は生産増強に、或は民防空に、眞摯敢闘する婦人達の活動状況を長時間に亘つて御親しく御視察を賜はり、其の健康問題等に付いて有難い御下問を拜したのであります。

また同月二十日から二十三日まで四日間交互に 秩父宮妃殿下には皇后陛下の畏き御内意を奉ぜられて静岡縣下に成らせられ、農山漁村に、工場に、社會事業施設に、實に二十ヶ所に及んで御巡視遊ばされ、親しく働く女性の中に立ち入らせ給ひて種々御下問を賜ひ、また御激励の御言葉を賜はりました。尚、今秋までの間には御同様に 高松宮妃、三笠宮妃をはじめ奉り各宮妃殿下におかせられても夫々全國各地を御巡歴相成り、増産に、防空に、育児に、各地域職域によつて決戦下の銃後を守り闘ふ女性の眞姿を具さに御視察あらせられる有難い御内意のあらせられる旨漏れ承るのですが、私共は 國母陛下が斯くまでに働く婦人の上

に垂れさせ給ふ深き御思召しに畏き御仁慈の程を拜し奉つて、その有難さ辱けなきに唯々胸せまる感謝の涙に咽ぶばかりであります。それにつけても、國民の中で誰が果して今日これ程までに温く心から働く婦人のことを案じ思ひやつてる者があらうか考へるさき、私達は御互ひに深い反省をし、同胞として働く婦人達を援け護る努力をもつし眞剣に國民の一人々々がしなければならぬと思ひます。

二

日本の興亡を賭する此の大東亞戦争の決戦下に於いて、戦争に必要な産業の生産力を増強することが結局最後の勝敗を決する鍵であり、今日國家至上の要請であることは申すまでもなく誰でも承知のことです。此の戦争に萬が一敗けるやうなことがあつたら、日本の國土も、日本人の生活も、其の瞬間から永劫に消えてしまふのです。われわれ國民は、此の際總てを棄て何をさし措いても、國家の必要とするところに従つて勤勞に献身し挺身しなければならぬわけです。一人でも手をつかねて傍觀してゐる

やうな不心得者があることは許されません。殊に男子は多数兵力を以て戦線に動員され、また重要な戦争産業に就かなければならぬので、従来男子が占めてゐた一般の職業にはさうしても女子が代つて之に當らなければならぬくなります。農村に於ける勞力の不足を婦女子が立派に補つてゐるに同じやうに、一般の産業や職業に於いても之れからさし、婦人が進出し擔當して、國力を維持し、國民生活を圓滑に營ませてゆかなければならぬのです。

戦時下に於いては婦女子の勤勞力に大きな期待がかけられることは敵味方共交戦國何れの國に於いても同じであります。英國でも獨逸でも、何れの國でも婦女子の登録を行ひ必要に應じて強制徴用を行つてゐることは御承知の通りです。わが國では有難いことに未だ婦人に對しては徵用—國家權力を發動して強制的に働かせることまでではなくして居りませんが、然し婦人に働いて貰はなければならぬ必要性に於いては少しも變りがないのです。唯、日本女性の愛國心と自發的な奮起による勤勞に期待をかけ、現に働いてゐない者へは専ら國民勤勞報告隊組織による動員の程度にとどめてゐるのです。

けれども、之れからは徵用制度を適用するしないに拘らず、勤勞戦線への婦女子の動員は事實として全く不可避の趨勢にあり、今後凡ゆる方法によつて愈々激しく厳しくならざるを得ないと言ふことは確かであります。現に過日發表されるた閣議決定による昭和十八年度の國民動員實施計畫では婦女子の勤勞に關し次のやうな諸事項が決定されたのであります。

(一) 書記的な業務又は輕易な業務等女子を以つて代替出来るものに付いては男子の就業を禁止或は制限をする。

(二) 事務職員及び公務要員も極力需要を抑制し原則として女子を以つて之れに充てる。

(三) 女子に付ては其の特性と民族力の強化と云ふ點を考慮して強力且つ積極的な動員を行ふこととする。尙、高等女學校及び之れに準ずる學校卒業者に付いては卒業後一定期間適當なる職場に就業せしむるよう勤奨し指導する。

三

何れにしても、之れからは益々婦人の勤勞が期待されることになり、戦時下國家のお役に立つ婦人の勤勞は必ずしも軍需産業の面に限られませんが、廣く今まで男子のやつてゐた仕事何によらず何れも婦人が之れに代つて入らなければならぬのです。働くことが經濟的に必要であつた職業婦人とか女工とか言つた言葉のもつ概念は今では通用致しません。誰もが、金持ちであらうが貧しい者であらうが働かぬ婦人は世間に顔向けが出来ない、人

前に出られない、と言つたことに段々なりつつあります。男子が御召しによつて勇躍征途につくの至全く同じ意味が婦人の勤勞に與へられることになつたのです。

然し、茲で私達が考へなければならぬことは、日本の女性に課せられた此の輝かしい産業戦士としての榮譽の一方に於いて、婦人にはまたそれに劣らず、人の妻となり母となり、日本の民族を生み育くむでゆく重大な使命が與へられてゐる言ふことであります。そこに女子勤勞に關する大きな問題があります。優秀強大な日本民族を殖やし育成してゆくことは日本女性、日本の母にのみ課せられ期待される天賦の使命であり、また能力です。之だけでは他の何人をもつてしても代理をつさめることは出来ません。そこで女子の勤勞を云ふ至上命令の遂行をその母としての使命遂行の間に、些かでも矛盾があつたり障礙を來したりするやうなことがあつてはならないわけです。

「勤勞母性」を云ふ言葉は必ずしも子をもつ母に限られた言葉ではありません未婚の女子青年の場合でも當然やがて人の子の母となる意味に於いて母性であります。働く婦女子の問題を考へる場合には廣くその母性としての特性を基底に置いて考へなければなりません。政府が「徵用」を云ふ方法を避けてゐるのも此の「母性」を考慮するからであり、前掲の動員計畫にも特に「その特性を民族力の強化を云ふ

點」を考慮してゐるわけがそこにあるのです。

四

女子が勤勞することによつて、肉體的にも精神的にもその「母性」が損はれるやうなことが假りにあつたしたら、それこそ日本民族の將來に重大な惧しい影響を及ぼすことになり得ます。政府は人口國策として昭和三十五年には日本民族の人口を一億にしなければならぬを全力を盡してゐます。日本が眞に大東亞の指導民族として立つためには近い將來に二億をもたねばならぬと言つてゐる人もあります。何れにしても日本の婦人は澤山の子供を生んでくれなくてはならぬのですが、而かもこれらの生まれた子供は、眞に強い正しい日本民族として育てられ躱げられなければならぬのです。それも當然日本母性のみ果し得る役割です。

若しも日本の婦人が勤勞戦線に働くことによつて肉體的な健康が損はれるならば、それは當然その妊孕能力を減退させることになり得ます。また若し假りに肉體の健康が保たれたりしても、その精神に於いて、その情操に於いて、またその徳性に於いて損はれることになつたしたら、そのような母に守られる家庭、育てられる子供は如何なことになるでせうか。想つて見てもおそろしい結果になりさうです。尤もこれらの精神とか情操とか徳性とか云ふ點に付いては、在來のような時代の基準は相當變改されるべきこ

まは當然であり、新しい國民勤勞の時代に則した健全な美
しい精神や情操や徳性が生まれ創造されなければなりませんから、徒らに舊い考へで現狀を批判したりおそれたり
することは當らないと思ひます。

それはそれとして、女子の勤勞生活が相當の配慮と保護
を伴はずしてはその健康を損ねる惧れが多分にあることは
事實であります。勿論政府も色々対策を圍らせてはるま
すが、然し何分にも女子の勤勞動員が急激な態勢をもつて
働いて來ましたために、その施策は仲々充分には及び届き
かねてゐる現狀です殊に直接工場や事業場に於いては勤勞
女子に對する保健的配慮と施設は未だ極めて不十分な所が
少くないと言つた實情です。言つて女子の勤勞をそれ等
の施策の行き届くまで待つて貰ふと言ふことは許されない
ことです。そこでさうしても働く婦女子自身の心構へを、
そしてその周圍の人達の温い想ひやりと協力が必要になつ
て來るわけです。

五

第一に働く女性が、その戰時勤勞に對する國家的意義の
重大性をはつきり認識すると共にその日本母性として與へ
られてゐる天賦の尊い使命についてしつかりした覺悟をも
ち、そしてそれらのことについて高い誇りと愛しみを自ら
もつことが何よりも根本であることは言ふまでもないと思

ひます。

第二には家庭の人達や周圍の人達が働く女子に對して、
右に述べたやうな働くことの意味をそして母性としての使
命について同じやうにはつきりした認識をもち尊敬の念を
もちながら、深い感謝と温い同情の思ひをもつて、常に翼
にかき抱くやうな心づかひで護り援けてゆくことが必要で
あります。疲れた體も傷きやすい魂も、自分をさりまく人
達の明るい心と優しい眼ざしで癒され力づけられるので
す。此のやうなまわりの人達の心づかひは働く者に自らわ
れさわが身をいたわり、いさほしむ心を持たせずには置き
ません。

それから第三には、工場や事業場や、職場の外の私達の
住み生活する土地、地域に於いて、云ひかへれば町會や隣
組に於いて、これらの働く婦人達の生活を護りその勤勞能
力を十分に發揮出来るように援けて上げる仕組みをつくる
ことだと思ひます。勤勞と云つてもそれは單に工場や事業
場等の所謂職場の中だけで左右される問題ではありませ
ん。いくら職場の中で完全な施策が整備されてゐたとして
も、その勤勞する者が歸つてからの家庭生活や地域生活の
在り方が結局その人の職場での勤勞生活と勤勞能力に大き
な關係を及ぼすのです。ですから働く婦人達に存分に立派
に働いて貰はふとするならば、さうしてもその家庭と地域

この生活が婦人の勤勞能力を妨げなく發揮出来るように援ける仕組みになつてゐなければなりません。

八百屋や魚屋等の配給のここのみならず、隣組のここの、町會のここの、また子供のここの、病人の出た場合のここの、家政のここの等々、日常生活のここのに少しでも氣がかりがあつたのでは、職場に出るから思ふやうに勤勞の能率をあげるここのは出来ない筈です。またこれらのここのを働く婦人達が職場から戻つて來てから全部自分だけで處理しなければならぬとしたら、たゞでも疲れ切つた體に到底健康を保つここのは出来ません。さうしても部落會や町内會で、また隣組等でお互ひに温い氣持をもつて協力し援けて上げなければならぬわけです。また今日のやうな時には、せめても此のよなここのに手援けをしてあげるここのが家庭に居る者の働く人達への務めではないかと思ひます。

今度町會に設けられた健民部なごも當然このやうな働きをしてほしいものですが、然し一人の熱心な人、また幼稚園や託兒所のやうな社會施設が中心になるならば、その在る地域を、勤勞婦人を護る理想の地域として作るここのは出来ないここのではないと思ひます。皆が力を協せるならば婦人が誰でも安心して働けるやうな仕組みをもつた住みよい隣組を、また地域をつくるここのが出来るとせう。そして此のやうな地域が澤山に出来るならば、それはやがて、總て

の婦人が立派に働くここのの出来る理想の日本の國が出来上るここのになるわけです。

御國のために働く勤勞婦人達の能率をたかめ、そして大事な健康を護り尊い母性を伸ばすために、是非共皆で力を協せて努めたいと思ひます。

故山本五十六元帥諷詠

國を負ひてい向う極み千萬の軍なれども
言擧げはせじ

大君のみ楯に唯に思ふ身は名をも命も思
はざらなむ

特別攻撃隊忠勇諸子を偲びて

益良雄の行くてふ道をゆききはめわが若
人らつひにかへらず